

# 令和2年第2回千葉市議会定例会議案

議案第61号乃至第75号

令和2年6月



令和2年第2回千葉市議会定例会議案  
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
61	専決処分について(令和2年度千葉市一般会計補正予算(第1号))(令和2年4月21日)	別冊
62	専決処分について(令和2年度千葉市一般会計補正予算(第2号))(令和2年4月28日)	別冊
63	専決処分について(令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))(令和2年4月28日)	別冊
64	専決処分について(令和2年度千葉市一般会計補正予算(第3号))(令和2年5月8日)	別冊
65	専決処分について(千葉市国民健康保険条例の一部改正)(令和2年4月28日)	1
66	専決処分について(千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)(令和2年5月22日)	5
67	令和2年度千葉市一般会計補正予算(第4号)	別冊
68	令和2年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
69	令和2年度千葉市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
70	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	7
71	千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	9
72	千葉市市税条例の一部改正について	11
73	千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	12
74	千葉市都市公園条例の一部改正について	17
75	工事請負契約について(千葉市立千城台わかば小学校大規模改造工事)	19

議案第65号

専決処分について

令和2年4月28日専決処分により、次のとおり千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定公布したので承認を求める。

令和2年6月8日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第22号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 18 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 19 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円

未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)が、この項本文の規定により算定された額を下回るときは、当該下回る額とする。

- 20 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)

- 21 附則第18項の期間において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、附則第19項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 22 附則第18項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、附則第18項の期間において、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第18項から第22項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。



議 案 説 明

千葉市国民健康保険条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

議案第66号

専決処分について

令和2年5月22日専決処分により、次のとおり千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定公布したので承認を求める。

令和2年6月8日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月22日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第23号

千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

千葉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。



## 議案第70号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月8日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31  
年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「減じた額」の次に「（令和2年7月1日から同月  
31日までの間において支給する給料の額については、当該減じて得た  
額に100分の30を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある  
ときは、これを切り捨てた額）を減じた額）」を加える。

附則中第27項を第28項とし、第15項から第26項までを1項ず  
つ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

（副市長の給料の額の特例措置）

15 副市長に対して令和2年7月1日から同月31日までの間において  
支給する給料の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同号  
の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当  
該額に100分の30を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があ  
るときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。



## 議 案 説 明

新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業の財源に活用することを目的に、市長及び副市長の給料について減額措置を実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 7 1 号

千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

## 千葉県条例第 号

千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉県職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 3 7 年千葉県条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「訪問による」を削る。

附則に次の 3 項を加える。

（感染症作業手当の特例）

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）により生じた事態に対処するため、市長が別に定めるものの内部並びにこれへの移動時の動線及び車内において、市長が別に定める作業に従事したときは、感染症作業手当を支給する。
- 3 前項に規定する作業に従事したときに支給する感染症作業手当の額は、勤務 1 回につき、3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円）とする。
- 4 第 2 0 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前 2 項の規定により感染症作業手当を支給する場合についても適用する。この場合において、同条第 4 項中「規則で」とあるのは、「市長が別に」とする。  
別表第 2（2）の部児童相談所相談等業務の項中「1 8 0 円」を「1, 0 0 0 円」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の特勤条例」という。）附則第2項から第4項までの規定は、令和2年1月27日から市長が別に定める日までに従事した作業について適用する。
- 3 改正後の特勤条例第4条第6項及び別表第2の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の特勤条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特勤条例の規定による給与の内払とみなす。

~~~~~

## 議 案 説 明

児童相談所に勤務する職員の相談等業務手当の額を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る感染症作業手当を支給することとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 72 号

千葉市市税条例の一部改正について

千葉市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和 49 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「まで」の次に「、法附則第 6 1 条及び法附則第 6 2 条」を加え、同条に次の 1 項を加える。

15 法附則第 6 2 条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第 5 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 16 条 第 3 条の 3 第 7 項の規定は、法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る申請書等の訂正期間を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 73 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 幕張新都心住宅地区地区整備計画区域の部 A-1 街区（超高層、近隣商業地域）の項（い）欄及び同部 A-2 街区（中・高層、近隣商業地域）の項（い）欄中「、近隣商業地域」を削り、同部 B-1 街区（超高層、住居地域）の項（い）欄、同部 B-2 街区（高層・公共公益、住居地域）の項（い）欄及び同部 B-3 街区（中層、住居地域）の項（い）欄中「、住居地域」を削り、同部（う）欄中「射的場」の次に「、勝馬投票券発売所、場外車券売場」を加え、同部に次のように加える。

|            |                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| C 街区（低・中層） | (1) 住宅<br>(2) 兼用住宅<br>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿<br>(4) 自動車教習所<br>(5) ホテル又は旅館<br>(6) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内であり、かつ、原動機を使用する場合の出力の合計が 0.75 キロワット以下のものを除く。）<br>(7) 畜舎（ペットショップ、動物病院又はペット |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                                                                                                                                                    |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>ホテルに附属するものを除く。)</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(9) 集会場（葬儀を行うものに限る。)</p> <p>(10) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項から第10項までに規定する営業の用に供するもの</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2 蘇我副都心臨海地区地区整備計画区域の部A-1ゾーンの項、同部A-2ゾーンの項及び同部A-3ゾーンの項中「又は(り)項第3号」を「、(ぬ)項第3号又は(る)項第1号」に改め、同部C-1ゾーンの項を次のように改める。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Cゾーン | <p>次に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項、第5項及び第11項の営業の用に供するものを除く。）以外のもの</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>(3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業その他これらに類するサービスを営む店舗</p> <p>(4) 観覧場</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ゲームセンター又はビリヤード場</p> <p>(7) 運動施設</p> <p>(8) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(9) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これら</p> |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に類するもの

- (10) 診療所
- (11) 病院
- (12) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- (13) 畜舎（床面積の合計が50平方メートルを超えないもので、ペットショップ、動物病院又はペットホテルに附属するものに限る。）
- (14) 公衆浴場
- (15) 集会場
- (16) 自動車車庫（都市計画道路川崎町東西2号線の道路境界線から15メートル以内の1階部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）
- (17) 自動車修理工場以外の工場（法別表第2（へ）項第2号、（と）項第3号、（ぬ）項第3号又は（る）項第1号に掲げるものを除く。）
- (18) 作業場の床面積の合計が300平方メートル以下の自動車修理工場（都市計画道路川崎町東西2号線の道路境界線から15メートル以内に当該用途に供する部分を有しないものに限る。）
- (19) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第2（と）項第4号に掲げるものを除く。）
- (20) ポンプ施設
- (21) 住宅（都市計画道路川崎町東西2号線の道路境界線から15メートル以内の1階部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。以下この号において同じ。）の用途に供するものにあつては、当該住宅の用途に供する部分が出入口、階段その他これらに類するもののみであるものに限る。）
- (22) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（以下この号におい



|  |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>て「共同住宅等」という。) (都市計画道路川崎町東西2号線の道路境界線から15メートル以内の1階部分を共同住宅等の用途に供するものにあつては、当該共同住宅等の用途に供する部分が入り口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものに限る。)</p> <p>(23) 集会所 (住民の自治活動の用に供するものに限る。)</p> <p>(24) 公共用歩廊又は法別表第2 (い) 項第9号若しくは (は) 項第7号に掲げるもの</p> <p>(25) 前各号の建築物に附属するもの</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2 蘇我副都心臨海地区地区整備計画区域の部C-2ゾーンの項を削る。

別表第2 ちばリサーチパーク千葉地区地区整備計画区域の部A地区の項、同部B地区の項及び同表千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域の部A地区の項中「別表第2 (ぬ) 項第1号」を「別表第2 (る) 項第1号」に、「別表第2 (ぬ) 項第2号」を「別表第2 (る) 項第2号」に改める。

別表第4 幕張新都心住宅地区地区整備計画区域の部A-1街区 (超高層、近隣商業地域) の項及び同部A-2街区 (中・高層、近隣商業地域) の項中「、近隣商業地域」を削り、同部B-1街区 (超高層、住居地域) の項、同部B-2街区 (高層・公共公益、住居地域) の項及び同部B-3街区 (中層、住居地域) の項中「、住居地域」を削り、同部に次のように加える。

|            |              |
|------------|--------------|
| C街区 (低・中層) | 1, 000平方メートル |
|------------|--------------|

別表第5 蘇我副都心臨海地区地区整備計画区域の部C-1ゾーンの項中「C-1ゾーン」を「Cゾーン」に改め、同部C-2ゾーンの項を削る。

別表第6 千葉東角栄団地地区地区整備計画区域の部の前に次のように加える。

|                   |           |        |
|-------------------|-----------|--------|
| 幕張新都心住宅地区地区整備計画区域 | C街区（低・中層） | 15メートル |
|-------------------|-----------|--------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

幕張新都心住宅地区の地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域を条例の適用範囲に加えるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 74 号

千葉県都市公園条例の一部改正について

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例

千葉県都市公園条例（昭和 34 年千葉県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

|      |      |          |                  |   |
|------|------|----------|------------------|---|
| 昭和の森 | 貸自転車 | 年末年始以外の日 | 午前 9 時から午後 5 時まで | を |
|------|------|----------|------------------|---|

」

「

|      |      |          |                  |   |
|------|------|----------|------------------|---|
| 昭和の森 | 球技場  | 年末年始以外の日 | 午前 9 時から午後 5 時まで | に |
|      | 庭球場  |          |                  |   |
|      | 貸自転車 |          |                  |   |

」

改める。

別表第 3 中

「

|      |      |   |
|------|------|---|
| 昭和の森 | 貸自転車 | を |
|------|------|---|

」

「

|      |      |   |
|------|------|---|
| 昭和の森 | 球技場  | に |
|      | 庭球場  |   |
|      | 貸自転車 |   |

」

改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3に規定する昭和の森の球技場及び庭球場に係る指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

~~~~~

#### 議 案 説 明

昭和の森の球技場及び庭球場の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第75号

### 工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月8日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 千葉市立千城台わかば小学校大規模改造工事
- 2 施工場所 千葉市若葉区千城台北1丁目4番1号
- 3 工事概要 (1) 校舎棟 内外部改修工一式  
(2) 屋内運動場棟 内外部改修工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札
- 5 契約金額 379,500,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から240日間
- 7 請負者 千葉市中央区稲荷町1丁目3番1号  
株式会社山田工務所  
代表取締役 山田 淳史

~~~~~

### 議案説明

千葉市立千城台わかば小学校大規模改造工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。